

茨木市環境教育基本方針策定委員会設置要綱

(設置)

第1 茨木市における環境教育を総合的、体系的に推進するとともに、環境教育推進のための基本方針及び具体的施策を示す茨木市環境教育基本方針の策定に際し、必要な事項を検討するため、茨木市環境教育基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 茨木市環境教育基本方針原案の検討及び作成に関すること。
- (2) 環境教育の推進方法等に関すること。
- (3) その他環境教育基本方針の策定に必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、環境保全課担当産業環境部次長の職にある者を、副委員長は、学校人権教育課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5 委員会は、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、環境保全課長の職にある者を、副部会長は、学校人権教育課指導主事の職にある者のうち学校人権教育課長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 作業部会は、部会長が招集し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 委員会及び作業部会の庶務は、産業環境部環境保全課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年10月31日から実施する。

(失効)

2 この要綱は、茨木市環境教育基本方針が策定された日から起算して60日を経過した日に、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

別表第1

人事課長 市民活動推進課長 児童福祉課長 減量推進課長 商工労政課長
環境事業課長 環境保全課長 教育委員会教育総務課長 同教育研究所長 同
地域教育振興課長 同市民学習課長

別表第2

総務部	人事課研修係長
市民生活部	市民活動推進課振興係長
健康福祉部	児童福祉課保育指導主事
産業環境部	商工労政課商工振興係長 減量推進課減量推進係長 環境事業課管理係長 環境保全課政策係長
教育委員会	教育総務課幼稚園指導主事
	学校教育部 教育研究所指導主事のうち教育研究所長が指名する者
	生涯学習部 地域教育振興課地域教育係長 市民学習課生涯学習係長